

監査報告書

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の事業について、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人嬉泉の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

法人本部、子どもの生活研究所めばえ学園、おおらか学園、子どもの生活研究所（こぐま学園）、児童デイサービスよろこび、東京都発達障害者支援センター、子どもの生活研究所すこやか園、宇奈根なごやか園、すこやか広場、世田谷区発達障害相談・療育センター、子育てステーション鳥山・成城発達相談室、子育てステーション桜新町・梅丘相談室、袖ヶ浦のびろ学園、短期入所事業（袖ヶ浦のびろ学園）、袖ヶ浦ひかりの学園、短期入所事業所（袖ヶ浦ひかりの学園）、地域生活支援センターたのしみ、日中一時支援たのしみ、児童発達支援センターひツジ、グループホーム春のひかり、袖ヶ浦市福祉作業所うぐいす園、板橋区立赤塚福祉園（生活介護）、板橋区立赤塚福祉園（就労継続支援）、板橋区立赤塚福祉園（緊急保護）、清瀬市子どもの発達支援交流センター、大田区こども発達支援センターわかばの家

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成28年5月13日

社会福祉法人 嬉泉

監事 中島健一



平成28年5月17日

社会福祉法人 嬉泉

監事 大森行雄

